



平成30年6月22日

各位

会社名 東洋製罐グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中井 隆夫
(コード番号 5901 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 小笠原 宏喜
(TEL 03-4514-2001)

**東洋鋼鋳株式会社(証券コード:5453)に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

東洋製罐グループホールディングス株式会社(以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成30年2月7日開催の取締役会において、東洋鋼鋳株式会社(コード番号:5453 東証第一部、以下、「対象者」といいます。)の普通株式(以下、「対象者株式」といいます。)を公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成30年5月11日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成30年6月21日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 東洋製罐グループホールディングス株式会社
所在地 東京都品川区東五反田二丁目18番1号

(2) 対象者の名称

東洋鋼鋳株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
52,860,212 株	19,278,300 株	— 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(19,278,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(19,278,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成30年5月10日に公表した平成30年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下、「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成30年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(100,800,000株)から、平成30年5月10日時点で当社が所有する対象者株式数(47,885,756株)及び対

象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数（54,032株）を控除した株式数（52,860,212株）になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成30年5月11日（金曜日）から平成30年6月21日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金718円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けについては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（19,278,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（47,827,381株）が買付予定数の下限（19,278,300株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成30年6月22日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	47,827,381株	47,827,381株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	47,827,381株	47,827,381株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	478,857 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.53%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,155 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.31%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	957,131 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,006,292 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年2月13日に提出した第121期第3四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の発行済株式総数(100,800,000株)から、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(54,032株)を控除した株式数(100,745,968株)に係る議決権の数(1,007,459個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成30年6月28日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成30年5月10日付で公表した「東洋鋼板株式会社株式(証券コード:5453)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、当社は、本公開買付け後の一連の取引により対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しており

ます。対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

東洋製罐グループホールディングス株式会社
株式会社東京証券取引所

東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されていますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。